

用語解説

【あ】

アイストップ

まちかどなどにある建築物や樹木といった、人の視線を引き付ける役割を果たす対象物のこと。

アドプトプログラム

地域の道路や公園などを、市民が愛着をもって清掃活動を行うもので、行政がさまざまな支援を行う制度、仕組みのこと。アダプト「ADOPT」とは、英語で「養子縁組する」という意味。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。

エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。

オープンスペース

交通や建物などによって占有されない空地のこと。公園・緑地、農地、河川などが含まれる。

【か】

街区公園

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準とする。

環境負荷

人の活動が、人を取巻く環境に対し各種の干渉を生じ、自然に負荷を生じさせること。経済的、社会的な諸活動が拡大されると、開発、汚染物質の放出など環境へ衝撃を与える。

緩衝緑地

大気汚染・騒音などの公害防止やコンビナート地帯などの災害防止を図ることを目的として設けた緑地のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地および隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて指定された区域のこと。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準とする。

グリーン・ツーリズム

体験型の観光や旅行のこと。農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態のこと。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、公共交通施設や建築物地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進を図るための法律。

国際拠点港湾

重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められていた港湾のこと。全国の18港が指定されており、2011年4月1日より特定重要港湾から名称変更された。

混交林

2種以上の木からなる森林のこと。一般的な森林はすべて混交林である。対立する語は純林で、単一種の植物からなる森林。

【さ】

里山

人為的に形成され、維持されてきた二次林、またはその周辺の農地や用水路、草地などを合わせた地域のこと。

市街化区域

都市計画法第7条第2項に基づき、都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法第7条第3項に基づき、都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。

静岡市環境基本計画

静岡市環境基本条例に基づき、同条例に定める5つの基本理念の実現に向けて、静岡市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画のこと。

静岡市景観計画

景観法第8条の規定に基づき、静岡市らしい景観づくりのために、市域全域を対象として、本市の豊富な景観資源を活かし良好な景観形成を推進するための基本的な考え方や取組みについて定めた計画のこと。

静岡市景観形成ガイドプラン

景観形成ガイドプランは、市民・事業者と行政が協働で良好な景観づくりを進めていくための指針を示した計画のこと。

静岡市生物多様性地域戦略

本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、生物多様性の保全とその持続可能

な利用に向けて行政と市民が一体となって取り組んでいくべきことを示した計画のこと。

静岡市総合計画

静岡市が策定する本市のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画のこと。

静岡市地域防災計画

市の地域並びにその地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護することをその目的とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民・事業所等が果たすべき責務や役割を定めた計画のこと。

静岡市都市計画マスタープラン

静岡市の都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、まちづくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするマスタープランのこと。

静岡大火

昭和15年に発生した大火災のこと。市内新富町付近で出火し、おりからの強風（風速9.6メートル）と乾燥により周辺に延焼し、消失家屋5,089戸（全焼4,991戸）、罹災人数26,000人（概数）の被害を出した。

住区基幹公園

歩いていける範囲の居住者の安全や健康的な生活環境、休養、レクリエーションの場として利用させる公園のこと。街区公園、近隣公園、地区公園がある。

将来市街地

将来の市街化区域と市街化区域と連続する、あるいは接する地域性緑地のこと。みどりの基本計画においては、みどりに囲まれた市街地の形成を目指すために、市街地を市街化区域と連続する、あるいは接する地域性緑地についても市街地の一部として捉えている。

親水空間

川などの水を触れたり、接したりすることで、水に対する親しみを深めること。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏づけられた緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画制度のこと。

成熟社会

諸制度や施設が整備されて安定した状態にある社会。また量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会のこと。

生態系

川・海・草原・森林など、あるまとまりを持った自然環境と、そこに生息するすべての生きもので構成される仕組みと働き（システム）のこと。

生物多様性

様々な環境の中にいろいろな生きものがいること、それらがつながり、バランスが保たれることで、私たちのいのちや暮らしが支えられていること。生物多様性には、次の3つの多様性がある。

- ①生態系の多様性 様々なタイプの自然（森林・草原・河川など）があること
- ②種の多様性 様々な種類の生きものが生息・生育していること
- ③遺伝子の多様性 同じ種の中にも、遺伝子による様々な違いがあること

【た】

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地のこと。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。

テルファー

国鉄清水港線清水港駅に木材積込用に建設された鉄道施設のこと。架設されたI型鋼の下縁に沿って、運転手室付きの電動捲揚装置が走行する。国登録有形文化財である。

道路サポーター制度

身近なまちづくりを自分たちの手で進めていきたいと考える市民と方々の意欲的な活動を市が多面的に支援し、地域住民と行政が一体となって、より安全・安心・快適な道路空間を創り上げていくことを目指す静岡市の独自制度。

特定非営利活動促進法

特定非営利活動法人について規定されている法律のこと。非営利団体に法人格を付与することにより、ボランティア活動など、市民が行う自由な社会貢献活動としての健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。

都市基幹公園

市全域の住民が利用することを目的とした公園のこと。総合公園、運動公園などがある。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

都市計画区域

都市計画法第5条に基づき、都市計画法等の適用を受け、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるとして指定された区域のこと。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられてい

る緑地のこと。1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。

都市緑地法

都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と重なって、良好な都市環境の形成を図る法律のこと。制定時の名称は都市緑地保全法だったが、2004年に改称された。

土石流危険渓流

都道府県が行う土砂災害危険箇所基礎調査によって、土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢のこと。

【な】

農振農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図る地域として知事が指定する農業振興地域内の土地で、長期間に渡り農業経営を行う区域として、農業目的以外の利用が制限される区域のこと。

【は】

ビオトープ

動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間のこと。公園の造成・河川の整備などに取り入れられる。

風致公園

都市公園法に基づく都市公園（特殊公園）のうちの一つのこと。主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする。

風致地区

都市計画法に基づき定める、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域のこと。指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられる。

幅射熱

高温の固体表面から低温の固体表面に、その間の空気その他の気体の存在に関係なく、直接電磁波の形で伝わる伝わり方を幅射といい、その熱を幅射熱という。

保安林区域

災害の防止、産業の保護、その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限や義務が課せられた森林の区域のこと。

ボードウォーク

木の板張りによる遊歩道のこと。木道（もくどう）とも呼ばれる。主に砂浜に設置されるが、ほかにも、湿地、河岸や砂丘など足場の悪いところに設置される。

【ま】**みどり**

緑地、緑地の持つ機能及び効果並びに緑地から生ずる価値を包括したもののこと。

【や】**ユニバーサルデザイン**

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインする概念のこと。

【ら】**リバーフレンドシップ制度**

住民、利用者等がリバーフレンド（川のともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした、静岡県独自の制度のこと。

緑地

樹林地、草地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもののこと。

緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地等について、土地所有者全員の合意により、みどりの保全または緑化に関する協定を市長の認可を受けて締結する制度のこと。

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地のこと。

緑化

みどりを創出するための人為的な行為のこと。

歴史公園

都市公園法に基づく都市公園（特殊公園）うちの一つのこと。名勝・史跡・天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的として設置される。